

静岡市立清水病院広告付き案内板等設置業務

公募型プロポーザル実施要項

1 事業目的

提携医療機関情報及び病院情報並びに広告枠が一体となった広告付き案内板を作成・設置するとともに、同広告枠に掲載する事業者等の広告主を募集し、広告を掲載する。

2 当院の概要

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 所在地 | 静岡市清水区宮加三 1231 番地 |
| (2) 外来受付時間 | 8 時 00 分～11 時 30 分 |
| (3) 休診日 | 土、日、祝日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日） |
| (4) 外来患者数 | 1 日平均 661 人（令和 5 年度実績） |
| (5) 病床数 | 463 床 |

3 募集内容

- (1) 業務名称
静岡市立清水病院広告付き案内板設置業務
- (2) 業務内容
別添「静岡市立清水病院広告付き案内板設置業務委託仕様書（以下「仕様書という。」）
のとおり。
- (3) 設置期間
契約日から令和 11 年 3 月 31 日まで。以後申し出のない限り 1 年ごとの自動更新とする。ただし、設置期間中であっても工事やレイアウト変更等に伴い設置場所の変更や、本事業の中断、中止をすることがある。
- (4) 広告料
免除

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 直近の一年間において、消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号

に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

- (5) この事業の公募開始日から委託候補者決定の日までの間のいずれの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱(平成31年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。
- (6) 地方公共団体における同種業務の実績を有すること。

5 実施スケジュール

内容	期間	備考
質問書提出期限	令和6年11月13日(水)午後5時まで	
参加申請書及び 企画提案書提出期限	令和6年12月6日(金)午後5時まで	
審査	令和6年12月9日(月) ～令和6年12月16日(月)	
審査結果通知(予定)	令和6年12月17日(火)以降	
契約締結(予定)	令和6年12月中旬～下旬	

6 質問受付及び回答方法について

本実施要領及び仕様書の内容についての質問は、「質問書」【様式1】に記載の上、提出すること。

(1) 提出方法

電子メールのみとし、電話及びFAXでの提出は受け付けない。電子メールのタイトルは「静岡市立清水病院広告付き案内板設置業務 質問票(企業名)」とすること。なお、電子メールを送付したときは、その旨を電話にて連絡すること。

(2) 質問の受付締切

令和6年11月13日(水)午後5時まで

(3) 質問への回答

回答を作成次第、随時、清水病院ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式2】
- (2) 会社概要書【様式3】
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】
- (4) 登記事項証明書(直近3ヶ月以内のもの)

- (5) 納税証明書
 - ・国税：「法人税」「消費税及び地方消費税」に未納税額のない証明書
 - ・市税：静岡市に納税義務がある場合、法人市民税証明書と固定資産税証明書
- (6) 直近1年の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書）
- (7) 企画提案書 詳細は「7」記載のとおり

8 企画提案書の作成について

提案書に次の事項を記載すること。なお、提案書には仕様書に示した機能、要件を満たしたうえで、申込者が提案する内容を具体的に記載すること（備品や付属品がある場合はその機能、台数等を明記すること。）。

1 記載事項

(1) 院内案内板機能等

- (ア) 設備の構造、寸法、材質、デザイン、固定方法等をできるだけ具体的に図示すること。
- (イ) 院内案内の内容は、全体のレイアウトと各部分の内容が詳しくわかるように図示すること。
- (ウ) 多様な来院者への対応について記載すること。
- (エ) 設置場所、規模、仕様、規格について記載すること。

(2) 設置運営体制

- (ア) 案内板本体の維持管理及び表示内容の更新方法について具体的に記載すること。
- (イ) 機器の設置・原状回復・維持管理方法（安全面での配慮を含む）について、記載すること。

(3) 広告運用方法

- (ア) 広告主の募集方針、掲載内容の審査体制を具体的に記載すること。
- (イ) トラブルが起きた場合の対策方法について記載すること。故障時に速やかに対応できる体制を構築し、連絡体制図、対応フロー等も併せて提出すること。

(4) 事業推進体制

- (ア) 本事業を実施する場合の運営体制、実施スケジュールについて具体的に記載すること。
- (イ) 協力企業等がある場合は、当該協力企業等の役割分担等を具体的に記載すること。
業務の一部を外部委託する場合は、委託内容等を具体的に記載すること。
- (ウ) これまでの事業実績（自治体病院での実績を含む）を記載すること。

2 書式等

- (1) 用紙サイズは A4 版を基本とし、それを超えるものは A4 版の大きさに折り曲げること。
- (2) 企画提案書のページ数に制限はないが、簡潔な内容とすること。

3 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1提案とする。

9 審査について

(1) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年12月17日（火）以降に、プロポーザル参加者全員に通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果は清水病院ホームページで公表する。

(3) 審査結果等に関する問い合わせ

審査結果等についての問い合わせには応じない。

10 契約手続等

選定結果の通知後、契約予定者と速やかに契約内容について調整後、随意契約の締結手続を行う。

11 注意事項等

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 提出期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格とする。

(5) やむを得ず参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により清水病院事務局病院経営企画課宛てに提出し、市から提供された資料全てを遅滞なく返還すること。

(6) 提出された企画提案書は、必要に応じて複製する場合がある。

(7) 企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、静岡市は本業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、参加者の承諾を得ずに企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。

12 問い合わせ

〒424-8636 静岡市清水区宮加三 1231 静岡市立清水病院

病院経営企画課 施設物品管理係

電 話：054-336-1111（代表番号）

メール：smz-hsp-keiei@city.shizuoka.lg.jp